

e裁判レポート

当会会員 平岡 敦 (55期) ●Atsushi Hiraoka

本稿は、裁判手続等のIT化（以下「e裁判」といいます。）に関する新しい情報を提供するための連載企画第1回です。（ゆくゆくは新規情報があるときのみ掲載することとなります。）今回のテーマはe裁判検討開始の経緯についてです。

1 社会生活に不可欠となったIT

日本にコンピュータを利用したオンラインシステムが初めて導入されたのは、1960年の国鉄の座席予約システムであったとされています。このときは端末が東京に10台、名古屋と大阪に各1台と、ごく限られた人のみが利用するものでした。しかし、それから60年近い歳月が過ぎ、現在、オンライン座席予約システムなしに鉄道の運用ができるとは到底考えられません。

開始当初はごく一部の企業のみが利用できたITでしたが、情報通信機器の普及率がモバイル端末94.7%、パソコン73%、インターネットの普及率も83.5%という現代では*1、ほとんど全ての国民が何らかの形でITの恩恵に与る状況となっています。

2 弁護士とIT

ITは弁護士業務においても当然のごとく活用されてきました。1982年に富士通が初めて100万円を切るワープロを発売し、この頃から法律事務所にもワープロの導入が進みました*2。1995年のWindows95の発売以降、パソコンをインターネットに接続して検索を行ったり、事務所内LANを構築して、プリンタやサーバを共有したりすることも当たり前となりました。1998

年には判例MasterのCD-ROM版が発売され、2005年にはインターネット経由で利用できるようになりました。法令も2001年にはe-govの法令データ提供システムが一般公開され、紙の六法に頼らなくても全ての法令を確認できるようになりました*3。

3 国外の法廷におけるIT活用

日本国外では、法廷でもITの活用が進みました。アメリカでは裁判所の電子記録へのアクセスシステムであるPACERが1988年から提供され、2001年にはウェブ経由でアクセスできるようになりました。事件管理システムとオンライン提出システムであるCM/ECFも1996年に運用を開始し、2002年には全ての連邦地方裁判所で使われるようになりました。日本と同じ大陸法系である韓国でも、2010年から電子訴訟が開始され、2011年には民事通常訴訟全般で利用されるようになり、電子訴訟利用率は2015年で約60%*4、現在では70%を超えているようです。

4 日本の法廷におけるIT活用

このような社会の趨勢、諸外国の状況にもかかわらず、日本の法廷実務のみは永らくITを利用してきませんでした*5。法廷実務においてITを活用していない国は極めて少数派です。しかし、日本においてもIT化の掛け声がなかった訳ではありません。2001年の司法制度改革審議会意見書では、訴訟手続にITを積極的に導入するための計画を策定・公表すべきであるとされています。それを受けて

*1 総務省「平成29年版情報通信白書」

*2 現在でも自分ではキーボードを打たなくても、事務職員が代わりに行っているという方もいるのではないのでしょうか。来たるべきe裁判システムでも、弁護士本人ではなく事務職員が操作することも可能となると予想されます。

*3 「弁護士の仕事道具のいま・むかし」NIBEN Frontier2013年8-9月合併号25頁

*4 法律新聞(韓国)2015年12月28日号

*5 1996年の民訴法改正により音声送受信(動画の利用も制限するものではないと解釈されている)による弁論準備手続が導入されており、「当事者や代理人が出廷することなく期日に参加するためのIT活用」には積極的であった歴史もあることには注意が必要。

2004年の民訴法改正ではオンライン提出を許容する条文が設けられました。しかし、その後、現実にオンライン提出を実現するためのシステム構築や、訴訟記録の電子保管システムの構築は一向に進みませんでした。

このような膠着状態は2017年まで続き、この間、日弁連では各国e裁判の状況視察、裁判所との協議、シンポジウムでの提言等を行ってきましたが、残念ながら司法の手で自発的に状況を打破することはできませんでした。ところが、2017年になって行政から司法の特異な状況に目が向けられ、6月の未来投資戦略2017において「裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」との方針が決定されました。それを受けて内閣官房に裁判手続等のIT化検討会が設置され、ようやく民事訴訟手続のIT化に向けた検討が開始されたのです。

5 IT化の中での弁護士の役割

このように行政主導で始まったIT化の検討ですが、その主体が司法界であることは論を俟ちません。前記検討会の後を受けて開催されている公益社団法人商事法務研究会主催の民事裁判手続等IT化研究会のメンバーは、最高裁や法務省、研究者そして弁護士であり、弁護士は極めて活発な発言を行っています。来たるべきe裁判の重要なユーザのひとりである弁護士は、構築されるe裁判システムに対して関心を持ち、発言を続ける必要があります。

6 今後の大まかな予定

本連載では、今後、e裁判の内容、進んでいる検討の状況等をお伝えしますが、今月の最

後に大まかな今後の予定についてまとめておきたいと思います。

内閣官房の検討会議報告書には、e裁判を3つのフェーズに分けて進める計画が述べられており、その内容は下記のとおりです。

第1フェーズ	法改正を要することなく現行法の下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについて、速やかに実現を図っていく。具体的には書面による準備手続における協議等をウェブ会議で実施することが考えられる。
第2フェーズ	関係法令の改正により初めて実現可能となるものについて、所要の法整備を行い、直ちに制度的実現を図っていく。具体的には口頭弁論や人証についてもウェブ会議等で実施することが考えられる。
第3フェーズ	関係法令の改正とともにシステム・ITサポート等の環境整備を実施した上で、オンライン申立てへの移行等を図る。

上記3つのフェーズを進める準備として、現在、裁判所が模擬裁判を実施しています。内閣官房の検討会議中にも最高裁主催で模擬裁判が実施されましたが、現在は各地の地方裁判所主催でも行われています。東京でも東京三会の弁護士参加のもと、実施が進んでいますので、本連載でも追って模擬裁判の状況をお伝えします。

必要な法改正の準備として、公益社団法人商事法務研究会主催の民事裁判手続等IT化研究会が開催されています。この研究会は法制度審議会での討議対象を準備する趣旨で開催されており、検討結果が法制度審議会に承継される予定です。こちらにも東京三会の弁護士が参加して積極的に意見を述べています。

次回以降、e裁判の中身について具体的にどのような検討が進んでいるのかをお伝えしたいと思います。 ■

